

長浜市訓令第 17 号

長浜市庁議等設置規程（平成24年長浜市訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 4 月 1 日

長浜市長 浅見 宣義

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 9 条関係）

- | |
|---|
| (1) 未来創造部長
(2) 総務部次長
(3) 未来創造部次長
(4) 市民協働部次長
(5) 市民生活部次長
(6) 健康福祉部次長
(7) 産業観光部次長
(8) 都市建設部次長
(9) 防災危機管理局次長
(10) 教育委員会事務局次長
(11) 議会事務局次長
(12) 市立長浜病院事務局総務課長 |
|---|

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。